

日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-6	-	-	一般原則	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 管理、補助的経済活動を行う事業所と同一企業内の事業所間取引(財貨の移動が伴わないもの)について、考え方、判断基準等がより明確になるように記載していただきたい。	-		総務省(事務局)	「管理、補助的経済活動を行う事業所」と同一企業内の事業所間取引については、日本標準産業分類第15回改定において、検討することとしたい。	第12回改定において、新たに補助的経済活動を分類項目として設定したことにより、「同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類『管理、補助的経済活動を行う事業所』の該当項目に分類する」と補助的経済活動の範囲が内容例示として明示された一方で、同一企業内の事業所間取引の取扱いに関する明確な記述がなくなった。 第12回改定において設定された補助的経済活動の分類項目には、その内容例示として記載されているもののみが該当し、補助的経済活動の範囲を限定している。そのため、それ以外の事業所、すなわち第13回改定において設定された「コールセンター」をはじめサービスを提供する事業所の大多数については、同一の経済活動であっても自社のために行うものと他社のために行うもの両方が存在し、ある事業所が自社のためだけに行う場合であっても、当該事業所は補助的経済活動には該当しないという整理となる。 現行の補助的経済活動の範囲は、ISIC及び2008SNAの補助的経済活動よりも狭く(SNAで補助的経済活動とされているものが、日本標準産業分類では本社等の管理的活動に含まれている)、また、その範囲に限定している理由が明確になっていない。さらに、中分類33電気業の補助的経済活動の内容例示には、「電気事業会社営業所」及び「サービスセンター」が記載されており、他産業と整合していない状況となっている。 特に、国際基準との比較においては、補助的経済活動と管理的活動の一体的な検討が必要と考えられ、以下のとおり検討課題を整理する。 ① ISIC、SNA等の国際基準との整合も含めた、本社等の管理的活動と補助的経済活動の概念定義の再整理(双方の切り分け及び範囲の検討等)とそれを踏まえた日本標準産業分類への位置付け方 ② ①を踏まえた、同一企業内の事業所間取引に関する一般原則における記述 これらについては、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することとしたい。 なお、B-1の対応案は、現行の日本標準産業分類における「管理、補助的経済活動を行う事業所」の考え方に基づくものであるが、第10回検討チームにおいて補助的経済活動とすべきではないかの御指摘をいただいたことから、B-6の対応案の一環として、第15回改定時に検討することとしたい。
B-154	I 卸売業、 小売業	5422 5913	説明文	「5422自動車部分品・付属品卸売業(中古品を除く)」の○例示に「自動車フィルム卸売業」、「5913自動車部分品・付属品小売業」の○例示に「自動車フィルム小売業」を追加いただきたい。	自動車フィルムの装着による航続距離の伸長は、2035年までの乗用車新車販売における電動車100%の実現に向けたカーボンニュートラルの実現に資するものである。 自動車フィルム関係の経済実態を適切に把握できるようにするためには内容例示を追加し、その位置付けを明確化することが効果的である。	第13回	経済産業省	「8919 その他の自動車整備業」の○例示に「自動車フィルム施工業」を追加する。	現在は、自動車フィルムに関する分類項目と内容例示がないため、細分類「5913 自動車部分品・付属品小売業」と「8919 その他の自動車整備業」のいずれかに分類される可能性があり、調査ごとに分類が異なっているおそれがある。 自動車フィルム関係の経済実態を適切に把握できるようにするためには、「自動車フィルム施工業」として内容例示を追加し、その位置付けを明確化することが効果的である。 なお、一般的に個人による自動車フィルムの十分な装着は困難であるため、自動車フィルム販売店は販売とその施工を行うことが多いと見込まれる。さらにフィルム販売額とその施工額を比べると、その施工額が過半を占めるとされていることを踏まえ、例示の追加箇所として「8919 その他の自動車整備業」としている。
B-155	I 卸売業、 小売業	5369	説明文	「5369その他の再生資源卸売業」の○例示に「古材卸売業」を追加いただきたい。	古材のリユースは循環型社会の形成を推進するとともに、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、経済成長と雇用など、持続可能な開発目標(SDGs)の多くのゴールの達成にも寄与する取組である。 また、ある業界団体のデータによれば、近年の古材の販売額等は増加してきていることが伺える。 このように古材のリユースは、循環型社会の形成やSDGsの達成にも関わる取組として近年注目されてきている。 古材の経済実態を適切に把握できるようにするためには、特定の分類項目において内容例示を追加し、その位置付けを明確化することが効果的である。	第13回	環境省 経済産業省	「5369その他の再生資源卸売業」の○例示に「古材卸売業」を追加する。	現在は、古材に関する分類項目と内容例示がないため、その他の分類項目を除き、細分類「0611 一般土木建築工事業」、「0651 木造建築工事業」、「0661 建築リフォーム工事業」、「0781 床工事業」、「0782 内装工事業」、「0793 木製建具工事業」、「1211 一般製材業」、「5311 木材・竹材卸売業」、「5369 その他の再生資源卸売業」、「6094 建築材料小売業」、「6098 中古品小売業(骨とう品を除く)」のいずれかに分類される可能性があり、調査ごとに分類項目が異なっているおそれがある。 古材の流通に関わる産業は材木店や工務店などが多いと考えられ、古材の加工や工務店等への販売を行い、流通の中心的な役割を担う材木店には一定程度の専門が見込まれるため、古材卸売業としての内容例示の追加を提案する。
<参考>									
B-1	-	-	-	「ホテルの営業所」、「印刷会社の営業所」などは、営業の拠点として本業の「ホテル」、「印刷工場」とは別場所では別の経済活動(受注契約、新規顧客の開拓など)を行っている場合がある。 このような場合、自企業内の管理的な事務を行う「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当するのか、企業の拠点となって直接顧客を対象としていることから別の事業活動を行っているかと判断するのか、考え方をお示しいただきたい。	ホテルの営業所の場合、宿泊する設備がなく、印刷会社の営業所の場合、印刷する機器がないことから、現業には分類できない。 顧客等と対外的なやり取りを行っている事業所ではあるが、どの産業に分類されるのが適当か、考え方をお示しいただきたい。		総務省(事務局)	「ホテルの営業所」や「印刷会社の営業所」等は、他者に対して営業や予約受付を行っている想定され、「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。	「管理、補助的経済活動を行う事業所」は、①社内の管理、支援業務を専業で行っている事業所が該当し、売上金額はない。②少しでも他の企業等へ生産品、製造品の出荷、商品の販売、役務(サービス)の提供を行っている事業所、営業所などは該当しないため、「ホテルの営業所」や「印刷会社の営業所」等は分類しない。